

# 令和6年度予算編成方針について

## 1 経済状況と国の動向

内閣府が公表した8月の月例経済報告によれば、「景気は、緩やかに持ち直している。」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるが、世界的な金融引締めに伴う影響や海外景気の下振れ、物価上昇、金融資本市場の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

このような状況の下、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、当面は、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策及び物価・賃金・生活対策本部で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策を迅速かつ着実な執行に全力を尽くしつつ、人への投資の抜本強化、労働移動の円滑化、労務費も含めた価格転嫁対策の強化により構造的賃上げの実現に取り組むとともに、重点分野への官民連携投資を実行することにより、潜在成長率の引き上げを図るとしており、こうした国の動向を注視していく必要がある。

## 2 那須町の財政状況と今後の見通し

令和4年度の決算は、歳入では、課税客体の増により固定資産税及び観光客の回復により入湯税等が増加したものの、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等の国庫支出金や臨時財政対策債等の町債の減等により、前年度比9億8,515万円の減となった。歳出は、民生費において、子育て世帯への臨時特別給付金事業費等の減、衛生費において、共同一般廃棄物最終処分場負担金等が減となり、前年度比11億8,088万円の減となった。また、将来負担比率は、町債発行額の減や充当可能基金の増により、12.2%と前年度に比べて16.2ポイント低下（改善）したものの、財政の弾力性を示す経常収支比率は、90.4%で、普通交付税及び臨時財政対策債が減少したこと等の影響により前年度に比べて6.8ポイント上昇（悪化）し、財政構造が硬直化している。

町債借入残高は、臨時財政対策債の発行抑制等により減少し、財政調整基金は、取り崩し額を超える前年度繰越金等の積み立てにより増加し

たものの、今後も地域経済の低迷等により町税の大幅な回復が見込めない中、既存の事務事業と超高齢化に伴う社会保障費の自然増に加え、地域活性化対策や、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策経費など避けることのできない財政需要の増加が見込まれるほか、物価高騰対策も含め経常的経費の増加に留意する必要があるため、大変厳しい状況が続くものと想定される。

### 3 令和6年度予算編成方針

令和6年度の予算編成に当たっては、町制施行70周年の節目として、基本構想に掲げる那須町の将来像「みどり輝き活気と笑顔あふれるまちふるさと那須」の実現に向け、「第7次那須町振興計画」に掲げる施策の着実な進展を図るとともに、社会の動向や行政ニーズの変化を的確に捉え、将来的な町民の利益を見据えたうえで、新たな政策課題に積極的に取り組むこと。

一方で、今後も大変厳しい財政状況が続くことが見込まれるため、「那須町行財政改革推進プラン2021」に基づき、効率的な行政運営と効果的な行財政改革を推進するほか、社会情勢の大きな変化の中で、職員一人ひとりが本町を取り巻く現状を理解した上で、すべての事務事業の成果や課題を検証し、廃止・休止、統合・リニューアルなど積極的な見直しを進め、優先課題に必要な予算措置を講ずることにより、メリハリの効いた予算編成とする。

- (1) 各事業予算は、現行制度に基づき見込んだ通年予算とする。なお、補正予算は、原則として制度改正など必要最小限とすること。
- (2) 一般財源総額は、前年度未満を目標とする。なお、財源に限りがあることから、真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを必ず行うこと。
- (3) すべての事務事業について、事務事業評価における評価結果を踏まえ、改善を図ること。
- (4) 新規事業や拡充事業については、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、既存事業の廃止・縮小等を行うか、または、必ず財源を確保したうえで要求すること。

- (5) 義務的経費は必要最小限の経費を見込むこととし、職員人件費及び扶助費は、前年度当初予算以内を目標とする。その他経費における一般財源（臨時的経費を除く。）については、各課・局において5%以上の削減を図ること。
- (6) 会計年度任用職員費は、人件費抑制の観点から、業務内容等の見直しを行い、新たな配置を抑制し、必要最小限の人数により要求すること。
- (7) イベントや委託業務については、目的や効果を再検証し、積極的に見直しを図ること。特にイベントについては、開催の意義とその成果を考え、統合、廃止等を検討すること。
- (8) 補助金等については、「那須町補助金に関するガイドライン」に基づき、効果検証・評価を行い、抑制・改善を図ること。
- (9) 投資的経費の総額は、10億円未満を目標とする。なお、公共施設等の整備については、「公共施設等総合管理計画」等に基づき、長期的な視点をもって、効率的な更新・長寿命化に努めること。
- (10) 補助事業等については、国、県の動向を的確に把握し、十分な事前協議を踏まえ、補助金等の確保や制度改正への対応などに遺漏のないよう対処すること。また、地方創生に係る交付金や各省庁による公募事業等を積極的に活用すること。
- (11) 特定財源が無くなる事業については、原則、廃止とする。ただし、単独事業として継続する必要がある場合は、他事業の廃止など、財源を確保すること。
- (12) 決算監査意見書における指摘事項等については、その趣旨を踏まえ、改善に向けた対策を行うこと。
- (13) 原油価格・物価高騰に伴う歳出増加については、増加率等を適切に見込み、他経費の節減等により財源の確保に努めること。
- (14) 特別会計及び公営企業会計についても、一般会計に準じて厳しく節減に努めるとともに、安易に一般会計からの繰入金に依存しないよう、効率的な運用に努めること。